

1 申告受理件数

申告受理件数は2,989件で、前年と比べ976件（24.6%）減少しました。

(1) 推移

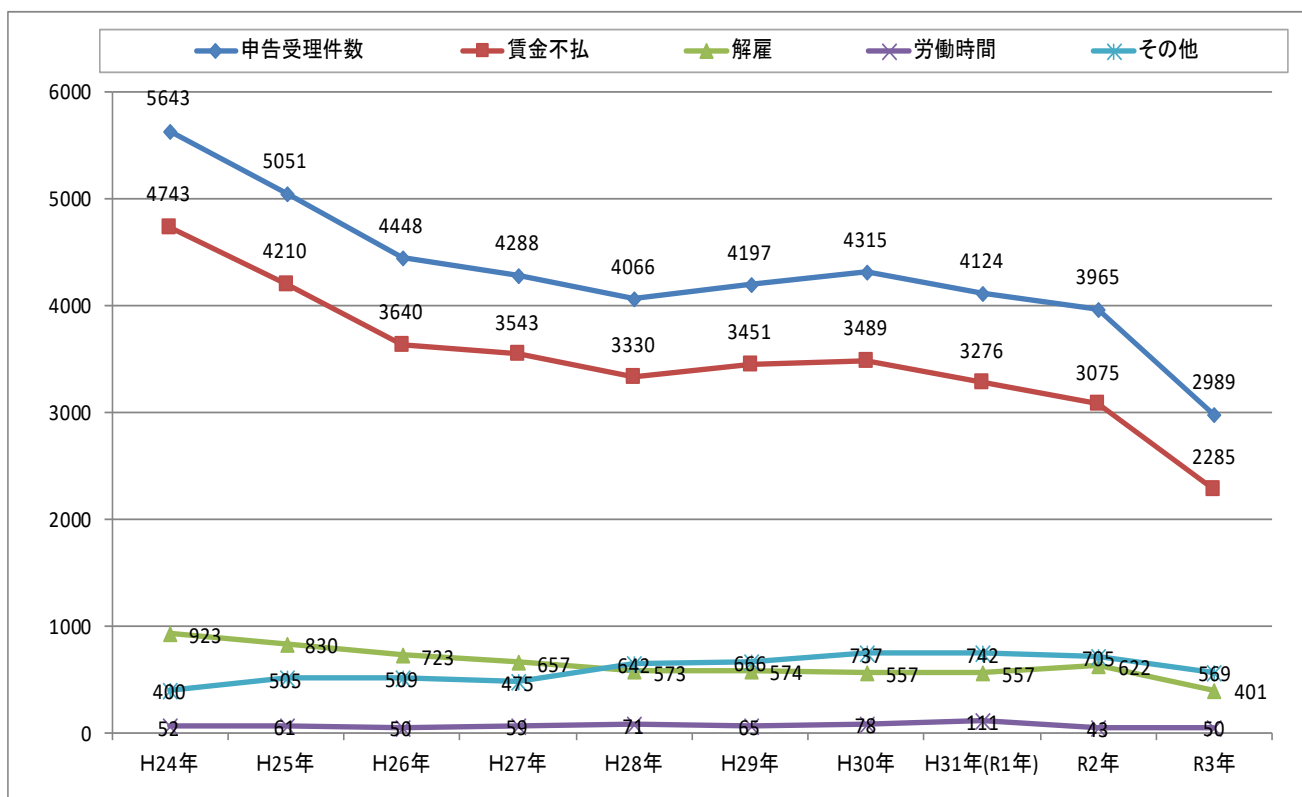
直近10年間における申告受理件数の推移をみると、平成24年の5,643件をピークとして、その後減少が続いていましたが、平成29年に増加に転じ、平成30年も引き続き増加したのち、平成31年（令和元年）からは再び減少に転じています。

(2) 申告の内容

申告を内容別にみると、賃金不払が2,285件（前年比25.7%減）で最も多く、その業種別の内訳は、商業（17.6%）、接客娯楽業（16.5%）保健衛生業（11.2%）の順となっています。

次いで、解雇が401件（前年比35.5%減）となっており、その業種別の内訳は、商業（19.0%）、接客娯楽業（18.5%）、保健衛生業（11.2%）の順となっています。

表1 直近10年間の申告受理件数の推移



注) 労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2 申告の業種別内訳

申告を業種別にみると、商業が525件（全体の17.6%）と最も多く、次いで接客娯楽業が474件（全体の15.9%）、保健衛生業が332件（全体の11.1%）の順となっており、これら3業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べた場合、建設業で増加し（59件（25.2%）増）、それ以外の業種では製造業（前年同数）を除き減少しました。

表2 申告受理件数の業種別内訳

件数	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年	R3年
製造業	263	222	195	167	129	150	151	142	95	95
建設業	619	518	411	428	367	405	331	329	234	293
運輸交通業	229	184	183	162	175	167	192	181	167	131
商業	1,228	1,232	933	944	837	910	908	766	639	525
教育・研究業	207	183	159	153	156	191	208	211	199	168
保健衛生業	271	286	299	301	311	363	313	400	453	332
接客娯楽業	1,123	1,031	844	814	779	765	787	689	899	474
清掃・と蓄業	162	152	140	146	144	116	118	103	128	88
その他	1,541	1,243	1,284	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151	883
合計	5,643	5,051	4,448	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965	2,989

表3 業種別内訳の推移

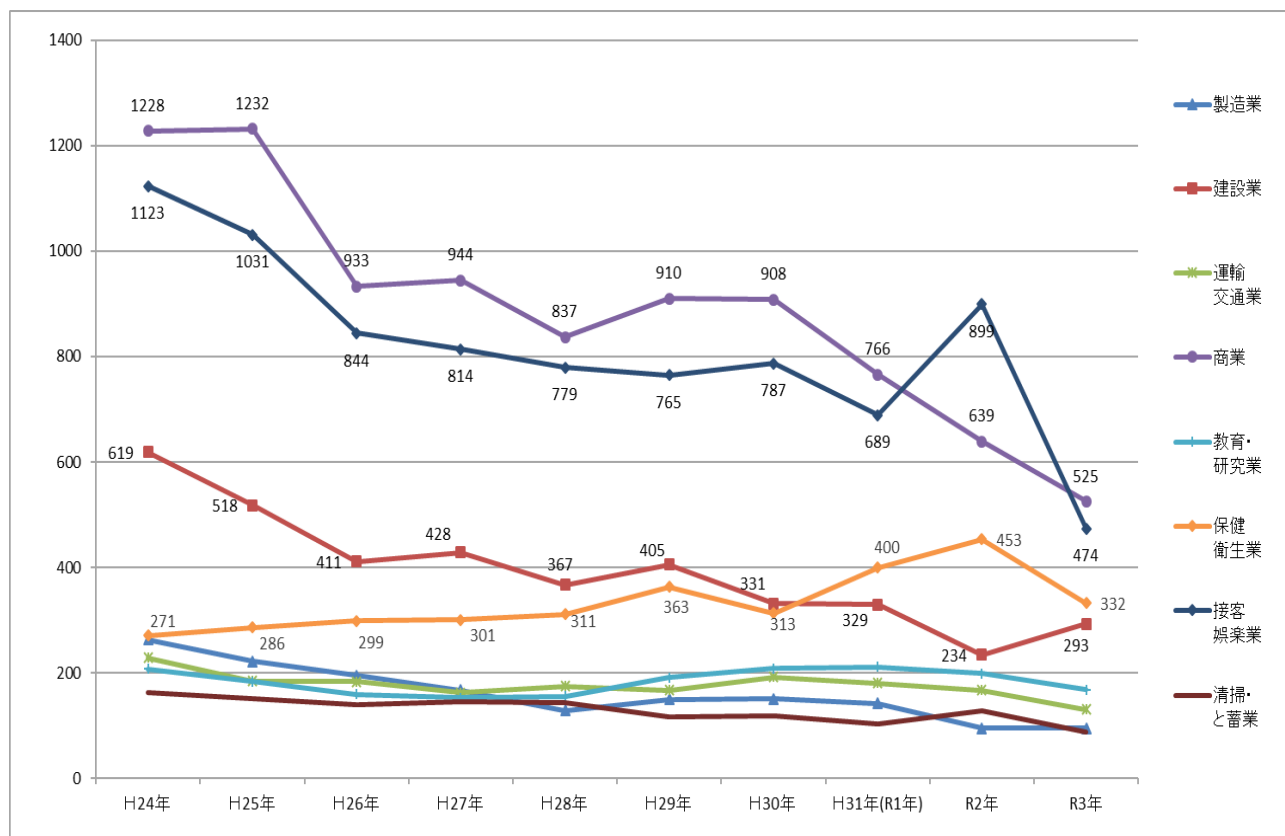


表 4 申告による監督指導事例

違反事項	事例
<p>定期賃金不払 (休業手当含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、完全歩合制で支給されていた賃金が東京都最低賃金を下回っていたとの申告を受け、調査したところ、歩合額が最低賃金額を下回る場合に、最低賃金額との差額を補償していない事実が判明したため、是正勧告を行い、差額が支給された。(商業) ● 派遣労働者から、派遣元が派遣就業先を提供できずに休業しているにもかかわらず、休業手当が支給されないとの申告を受け、調査したところ、実際に休業手当を支給していないことが判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(その他の事業)
<p>割増賃金不払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、1日8時間を超えた場合の時間外労働に対する割増賃金は支給されていたが、週40時間を超えた場合の時間外労働に対する割増賃金及び深夜労働を行った場合の割増賃金が支給されていなかったとの申告を受け、調査したところ、実際に当該割増賃金を支給していなかったことが判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(警備業)
<p>解雇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 解雇された労働者から、即時解雇されたにもかかわらず、解雇予告手当が支給されないとの申告を受け、調査したところ、試用期間中ではあったが、14日を超えて労働者を使用しているにもかかわらず、解雇予告手当の支払いを行わないまま即時解雇したことが判明したため、解雇予告手当(平均賃金の30日以上)を支払うよう是正勧告を行い、これが支払われた。(教育・研究業)
<p>労働時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 在職中の労働者から、違法な時間外労働を行っているとの申告を受け、調査したところ、36協定を締結し、所轄監督署長に届け出していないにもかかわらず、時間外労働を行わせていることが判明したため、是正勧告を行ったところ、36協定が締結・届出され、協定の範囲内で時間外労働が行われるよう是正された。(その他の事業)